

不動産利活用支援事業における除草剤散布の実施に関するQ A

【除草剤散布申込方法】

Q. 除草剤散布申込は誰でも可能なのか

A. 不動産利活用支援事業の所有者登録を頂いている方が対象となります

Q. 所有者登録が完了していれば除草剤散布して頂けるのか

A. 所有者登録時にご登録を頂いている宅地が対象となります（ご登録していない宅地は除草剤散布の対象外）

Q. 除草剤散布申込は電話でも可能なのか

A. 除草剤散布後のトラブルを避けるため、電話での申し込みは実施しておりません。ご面倒をかけしますが、「除草剤散布に関する同意書兼申込書」にご記入頂き、郵送にてご提出をお願いします

Q. 除草剤散布申込については、1回申込すれば3年間は実施して頂けるのか

A. お手数ではございますが、年度毎で申込をお願いいたします

※「除草剤散布に関する同意書兼申込書」に令和○年度散布することが記載あり

S Q. 年度毎の提出は面倒なためどうにかならないのか

S A. 不動産利活用支援事業の最新の情報を所有者さまと共有し事業を展開したいと考えております。お手数ではございますが、年度毎のご提出にご協力をお願いします

S Q. 年度毎の申込はどのようにすれば良いのか

S A. 公社より対象者さまには3年を目途に郵送にて書類を送付させていただきます。「除草剤散布に関する同意書兼申込書」にご記入頂きご提出をお願いします

S Q. 公社より郵送による書類が届かなくなった場合、再度申込をすれば継続して3年間は実施して頂けるのか

S A. 申し訳ございませんが3年間を超過する除草剤配布申込についてはお受けすることが出来ません

Q. 申込が5月以降(令和7年度の申込〆切は4月30日まで)となった場合の除草剤散布は次の年度となると理解しているが、翌年度も申込が必要となるのか

A. 申込期間以降に申込頂いた場合には、令和7年度の除草剤散布は実施できません。この場合には、お手数ですが翌年度に再度申込が必要となります

S Q. 除草剤散布をいつ頃実施するのかご連絡を頂くことは可能か

S A. 除草剤散布実施についての留意事項にもご記載させて頂きましたが、除草剤散布の進捗については、おおくままちづくり公社HPに所有者登録番号毎で公開をしているためご確認をお願いします

S Q. 所有者登録番号が不明。教えて欲しい

S A. おおくままちづくり公社(0240-23-7101)までお問合せ下さい

S Q. 電話で除草剤散布進捗の問合せは出来ないのか

S A. お電話でのお問合せもお受けいたしますので、おおくままちづくり公社(0240-23-7101)までお問合せ下さい

Q. 申込書を送付したが気が変わったため申込を取り消し(キャンセル)したい

A. 除草剤散布前であれば申込を取り消しすることは可能です。お電話にてご連絡を頂き、その後郵送にて取消申込書を送付させて頂きますので、ご提出後正式に申込取り消しとなります(お電話にて申し出があれば除草剤散布作業は一旦中止とさせて頂きます)

Q. 申込書に記載した除草剤散布する宅地を変更(追加・削除)したい

A. お手数ではございますが、追加をする場合につきましては、再度除草剤散布に関する同意書兼申込書のご提出を申込〆切期間(令和7年度の申込〆切は4月30日まで)内に提出をお願いします。

削除する場合については、申込〆切後も承りますが、追加する場合と同様に、再度除草剤散布に関する同意書兼申込書のご提出をお願いいたします。既に散布している場合につきましては、ご了承願います

Q. 自宅に不動産利活用支援事業における除草剤散布の実施についての案内が届かないなぜか

A. 令和7年度の除草剤散布については、令和7年3月末日までに除草剤の散布対象である、不動産利活用支援事業における宅地の所有者登録が完了して頂いている方を対象にご案内を送付させて頂いております。除草剤散布の対象であればご到着をお待ち下さい

【除草剤散布期間】

Q. 公社による除草剤散布期間が“3年を目途”となっているがなぜか

A. 今回実施する除草剤散布については、所有者さまのお手伝いをさせて頂くスタンスであり、3年間程度は除草剤散布をお手伝いし、その間に売買や賃貸などに繋がればと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします

S Q. 時間の経過とともに高齢となる。継続的にお手伝いして頂けることは出来ないのか

S A. 現段階ではお受けすることは出来ません。除草剤散布期間内に売買や賃貸に繋がるよう、取引事例などをご確認頂き取引条件等のご検討をお願いします

S Q. 取引事例はどこに確認すれば良いか

S A. おおくままちづくり公社（0240-23-7101）までお問合せ下さい

S Q. 3年目以降の除草剤散布について費用をお支払いすれば公社にて実施して頂くことは可能なのか

S A. 現段階では3年目以降の除草剤散布について依頼を受け有料で実施する仕組みは考えておりません。

【除草剤散布対象】

Q. 申込を実施した除草剤散布対象宅地は全て散布対象となるのか

A. 原則として散布対象とさせていただきますが、現地確認をした結果、除草剤散布実施対象【判定フロー】の対象外となった場合については理由も含め個別に郵送にてご連絡をさせていただきます

Q. 宅地全体の草丈背丈が40 cmを超えているが、除草剤散布を実施して頂けないのか

A. 除草剤の効果が得られない可能性があることから、基本的にはお受けすることは出来ません。数センチ程度超過であれば実施可能な場合もございます。現地で状況をご確認した上でご検討させていただきますので、申込書のご提出をお願いします

Q. 宅地内一部の草丈背丈が40 cmを超えているが、除草剤散布を実施して頂けないのか

A. 現地で状況をご確認した上でご検討させていただきますので、申込書のご提出をお願いします

Q. 一部敷地内に除草剤を散布して欲しくない箇所がある。そういった場合でも除草剤を散布して頂けるのか

A. 除草剤散布後のトラブル（植物が枯れた場合等）に繋がる恐れがあるため、基本的にはお受けすることは出来ません

S Q. 具体的に明示し除草剤散布をお願いすることは出来ないのか

S A. 現地で立会し状況をご確認した上でご検討させていただきます

Q. 除草剤散布対象について、「特定復興再生拠点区域内にある自宅敷地の除草状況」と「自宅敷地の草丈状況 40 cm以下」の二つがある場合でも除草剤を散布して頂けるのか

A. 除草剤散布対象となります。除草剤散布する宅地にご記入しご提出下さい

Q. 所有者登録は完了しているが、公社に登録していない宅地は除草剤散布の対象なのか

A. 公社に登録していない宅地は、不動産利活用支援事業促進ならびに、取引件数拡大の目的から外れるため、除草剤散布の対象外となります

S Q. 追加で宅地を登録する場合どのようにすれば良いのか

S A. 令和7年度につきましては、令和7年4月30日までに不動産利活用（所有者）登録内容変更届出書（様式第3号）のご提出が必要となります。不動産利活用（所有者）登録内容変更届出書ご提出時に、追加で登録する宅地を記載した、除草剤散布に関する同意書兼申込書のご提出もお願いします

Q. 宅地以外の維持管理について公社で実施して頂けないのか

A. 現段階では宅地以外の維持管理を実施する仕組みは考えておりません。今後所有者さまより要望が多数寄せられた場合については、大熊町役場とも協議の上ご検討させていただきます

Q. 除草剤散布は何回程度を考えているのか

A. 散布回数は原則1回と考えておりますが、散布後、1ヶ月以上経過した後に効果を確認し、効果が得られていない場合は追加で散布する予定です

Q. 宅地以外の除草を実施する予定はあるのか

A. 大熊町役場農業振興課さまからは、復興再生保全管理の取組として、R 5 年度実施した農地の草刈りと耕耘について R 6 年度についても実施する予定と聞いております

【除草作業】

Q. 大熊町が実施している「特定復興再生拠点区域内にある自宅敷地の除草」については、令和 7 年度も実施する予定はあるのか

A. 大熊町役場が実施している除草については、令和 6 年度で終了したと聞いております。詳細については、大熊町役場 環境対策課 廃炉・放射線対策係（0240-23-7823）にご確認下さい

Q. 除草作業を公社で実施しては頂けないのか

A. 基本的にはお受けすることは出来ません。申し訳ございませんが、所有者さまにて自宅敷地除草作業を実施して頂くか、外注による自宅敷地除草作業依頼をお願いします

S Q. 外注による自宅敷地除草作業依頼先を教えてください

S A. 「草刈り・庭木の剪定」をご参照下さい

草刈り・庭木の剪定			
大熊町にある住宅敷地・空き地の草刈り、庭木の剪定をお手伝いします 作業にかかる費用は、自己負担となります			
青葉造園土木	0246-54-3135	環境ソリューション	080-6005-9353
青山工務店	0240-32-4559	沢内建設	0246-85-0833
遠藤工業	0240-23-6910	田中工業	090-2021-4570
小畑建設	0246-38-8210	増子建設	0240-32-3006
河村建設	090-7794-6177	都重機土木	090-1495-2638

S Q. 外注による自宅敷地除草作業で活用できる補助金はあるのか

S A. 利用できる補助金はありません

S Q. 外注による自宅敷地除草作業の費用はどの程度なのか

S A. 自宅敷地除草作業費用については把握しておりません。直接ご確認をお願いします

【その他】

Q. 除草剤散布後植物が枯れた。責任はとって頂けるのか

A. 除草剤散布に関する同意書兼申込書にもご記載させて頂きましたが、除草剤散布後のトラブル（植物が枯れた場合等）の責任を追及しないことで合意を頂いているため、公社にて責任をとることは出来ません

S Q. 除草剤散布は指定した宅地以外は散布していないということで良いか

S A. 除草剤散布宅地の範囲については、ご提出頂いた地番を公図で確認し散布させて頂いております。塀などによる具体的な境界がない場合については、公図データから境界を確認し実施しております

S Q. 公社から散布範囲をご提示して頂くことは可能か

S A. 恒常的にご提示することは考えておりませんが、トラブル発生時など必要と判断した場合については、ご提示することをご検討させていただきます

Q. 除草剤まいてもらったはずだけど、枯れてないからもう一回実施して欲しい

A. 除草剤の仕様に基つき、散布後、1ヶ月以上経過した後に効果を確認し、効果が得られていない場合は追加で散布する予定です。効果が得られない場合における追加の除草剤散布を実施する運用であることをご説明した上で、お問合せ断面の状況についてご説明させていただきます

以 上